神戸市外国語大学 学術情報リポジトリ

大学の自治と大学改革(その2)

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 1999-11-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 大島, 和夫, Oshima, Kazuo メールアドレス: 所属:
URL	https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/1644

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.

大学の自治と大学改革（その２）

大　島　和　夫

はじめに
第１章　大学の法的地位と自治
第２章　アカデミズムの精神（以上50巻１号）
第３章　大学教育の質的変化
第４章　大学審議会の98年答申
第５章　全国大学高専教職員組合の批判
第６章　学校教育法など３法の改正
まとめ（以上，本号）

第３章　大学教育の質的変化

第１節　公立大学の質的変化

ここでは，私が公立大学の教員であるという理由だけから，公立大学に焦点をあてて最近の変化について述べる。1998年度の大学の数は国立99，公立61，私立444校である。中でも公立大学の増加にはめざましいものがある。99年度にも以下の５校が新設され，大学院も４つ新設された。

	公立大学数
1985年	34
90	39
93	46
94	48
95	52
96	53
97	57
98	61
99	66

99年度に設立された公立大学	入学定員
青森県立保健大学　健康科学部	160名
秋田県立大学　システム科学技術部	240
生物資源科学部	110
埼玉県立大学　保健医療福祉学部	160
県立長崎シーボルト大学	
国際情報学部	140
看護栄養学部	100
沖縄県立看護大学　看護学部	80

公立大学の増加は，公立大学の位置づけを大きく変化させた。いままでは準国立というかミニ国立というか，自分達が小規模で少数であるという意識が強かった。しかし，数がふえることによって社会的にその存在が広く知られるようになり，注目されるようになってきた。ところが，肝心の公立大学の側に，依然として従来と同じような「マイノリティ意識」が強く残り，自分達の存在価値を強くアピールしようとする動きが弱い。

99年度に増設された公立大学の学部		
福井県立大学	看護福祉学部	80
名古屋市立大学	看護学部	80
大阪女子大学	人文社会学部	134
	理学部	69
熊本県立大学	環境共生学部	100

その典型が公立大学学長会議（公大協）である。周知のように国立大学学長会議（国大協）は一定のスタッフを伴う事務局を持ち，国の高等教育政策に対して積極的に発言を続けている。98年6月30日に大学審議会が「中間まとめ」を文部大臣に提出したのち，文部省は7月14日に開かれた臨時の国大協に係官を派遣して中間まとめの内容を説明したが，それも国大協の影響力を考えてのことであった。しかし，公立大学学長会議にはそれほどの配慮はない。公大協は一定のスタッフを伴う事務局をもっていない。そのために国大協とくらべて事務能力も政策立案能力も貧弱であり，独自の存在を主張する意識も自己主張も弱いのが現状である。

ところが，現在は公立大学にとって追い風なのである。第1の理由は，国立大学が大きな困難を迎えているのに対し，公立大学はその大部分を住民の税で運営されながら国の直接的な介入を受けないという，政治的空白領域におかれているからである。国立大学は毎年の予算要求の場において文部省から改革の進捗状況についてのチェックを受ける。一種の行財政誘導といってもよい。一方，公立大学の場合には設置者に政策的な意図と能力が弱く，文部省のような積極的な誘導はみられない。

中央省庁等改革の動きはどのように影響するであろうか。98年6月9日に成立した「中央省庁等改革基本法」において，内閣機能の強化とともに減量

化，効率化が打ち出され，独立行政法人の創設が提案された。国立大学は対象からはずれていたが，６月18日の国大協では高等教育局長が「現在の設置形態でいきたいのなら効率性の向上，透明性の確保が極めて重要」と発言し，国立大学が自分で改革できないのなら，独立行政法人にならざるをえないことをほのめかした。

11月20日には中央省庁等改革推進本部事務局が次のような内容の「独立行政法人制度に関する大綱事務局原案」を発表した。独立行政法人には資本金をおく。国有財産の無償使用も可能。一般的には独立採算制を前提としない。これだけだと，現状と大きく変わらないと思われるが，一方で，独立行政法人の業務および組織運営の基本事項は府省におかれる評価委員会の審議を経て所管大臣の認可を受けるとか，独立行政法人の長，監事は所管大臣が任命するとか，身分は「みなし公務員」であるとされている。こうなると，狙いは政府のコントロールを強化しつつ，独立採算制による減量化，効率化にあることが明かである。大綱は99年１月に本部決定された。これに対して，国立大学の中で真剣な対応が求められている。公立大学も当然に無関係ではありえない。なお，その後の動きの中で，国立大学の法人化は，2003年まで見送られることとなった。

独立行政法人の動きとは別に，特定の大学院の重点化が積極的に進められている。文部省の99年度の予算要求における大学院重点整備設備費は前年度と同じ27億3000万円，大学院創造性開発推進経費は前年より多く113億円である。これらのことから，文部省の狙いは一部の大学を重点大学院として強化すると同時に，その他の国立大学については独立行政法人に移行するように誘導するものと思われる。こうして，国立大学の独立行政法人化によって国立大学の少なからぬ部分が変質し，今までの財政的に有利な立場を失い，更に大学院の重点化によって，とり残された大学が没落する可能性もでてきた。

公立大学については，従来と同じく視野にはいっていない。しかし，66も

の数に増えると文部省も自治省も無視することはできず，なんらかの対応を設置者に迫るものと予想される。ところが，公立大学の側では，公大協においても個別の大学においても検討作業は大きく遅れている。

追い風の第2の理由は，大学審議会の評価[*1]にもあるように，公立大学は地域の要求に敏感に反応して「小回りのきく対応が」できることである。こうして現在，公立大学にとってチャンスと試練のときがやってきた。チャンスは上に述べた。試練とは，自己決定・自己責任が問われるということである。国立大学は予算要求において，私立大学は理事者から毎年チェックを受けるのに対し，厳しいチェックを受けない公立大学では，特に経営面において，従来，広範な無関心が存在していた。今後は，これをあらためて，真剣な討議を行い，迅速な改革を進めることが要求されている。

第2節　大学教育の質的変化

このまま推移すれば，同一世代の半分以上が大学短大へ進学するようになる。大学短大進学率は1968年には19％であったが，98年には48.2％に達し，大学審議会の予想では2009年には55.1％に達するとみられている。この年には社会人と留学生を併せて4.5万人の入学が見込まれているが，それでも定員が5万人以上余ってしまう。そこで，大学教育の中心を高校卒業者にのみ置くのではなく，社会人にも広げ，生涯教育をも取り込むことが避けられなくなってきた。

一方，先端的教育研究の中心は大学院に移され，学部と大学院の役割分担はいっそう明確になっていく。国公私立という設置形態による3類型の区別は薄れ，経営形態は接近し，経営面における競争が激しくなるであろう。一言で言えば，大学教育は売り手市場から買い手市場に完全に転換するということになる。

＊1　98答申21頁参照。

日本の18歳人口は，1992年にピークをむかえ205万人に達した。そのうちの約38％にあたる80万の人々が大学，短大，高専に進学した。その後，18歳人口は減少し，98年には162万人となり，2000年には151万人，2009年には120万人にまで減る。一方，大学・短大への進学率は現在も上昇し，97年には47％に達した。しかし，増加の伸びは減少しており，おそらく50％くらいで上限をむかえるものと予想される。そうなると，2009年には定員が約60万人であるのに対し，入学者は約56万人しかなく，定員が入学志願者を上回る事態になる。

ところが，現実には98年度以降も大学や学部が続々と新設されており，大学の入学定員は増える一方なのである。このまま行けば21世紀には少なからぬ大学が倒産し，いわゆる大学氷河期が到来する。[*2]

日本の社会は高齢化が進んでいる。65歳以上の高齢者が人口に占める比率は1995年には14％であったが，2025年には25％を超えると予想されている。一方，一人の女性が一生の間に生む子供は1995年には1.43（合計特殊出生率）にまで減少した。これは，平均初婚年齢が上がったこと（1980年以降の出生者は27.4歳，大卒だと29歳と予想される），生涯未婚率も上がったこと（1980年以降の出生者は13.8％と予想される）が原因と思われる。人口均衡のためには2.1でなければならないので，このままでは人口は減少に向かう。[*3]

少子化，高齢化社会を迎えて，大学はいままでのあり方を続けるのではなく，今後の人口構成に対応する教育のあり方を考えなければならない。今までは，さしたる努力をしなくても「お客さん」が来てくれたが，これからは，「魅力のある」大学でなければ学生は来てくれない。また，既存の大学が，その規模を維持するのであれば，これからは高校の新規卒業者だけでなく，その他の年齢層からも学生を迎い入れなければならない。

日本の社会の方はどうであろうか。1973年の石油危機を合理化と産業構造

＊2　中村忠一「危ない大学」三五館（1997年）参照。
＊3　平成９年版「厚生白書」156頁以下。

の転換によって乗り越えた日本の企業は，80年代の前半までは好調な輸出の伸びに支えられて成長を続けてきた。労働者の賃金も上昇を続け，多くの日本人が「豊かな生活」を享受してきた。1984年以降の日米円・ドル委員会の場におけるアメリカの金融緩和要求，および1985年9月のプラザ合意によるドル高是正のための為替市場への協調介入によって円高不況が始まると，大きな変化が現れた。バブルの形成である。85年は国内においても大口定期預金の金利自由化など金融の緩和が大きく進んでいたが，アメリカの要求に答える形で出された前川リポートは，洪水のような日本からの輸出を抑えるために国内の需要を拡大することをうたい，そのために金利を引き下げることを提案した。こうして公定歩合は2.5%という歴史的な低水準となった。これが投機の津波を引き起こした。そのときまでに企業に蓄えられていた膨大な内部留保金が一斉に株と土地の投機に向かって流れだした。銀行も，農協系金融機関も，住宅金融専門会社もこぞって値上がりの激しい土地への投資を行い，不動産関連の企業に十分な担保もとらずに大量の資金を貸付けた。自分の名が出てまずいところでは別会社を作って土地に投資した。値上がりしそうな株も買いに走った。企業は投機資金が足りなくなると資金を調達するために新株や社債，特に転換社債とワラント債を大量に発行した。それを財テクブームに踊らされた大衆が買い支えた。この典型的な例がＮＴＴ株であった。このとき我先にＮＴＴ株を買い込んだ人々は，おそらく93年の農業不作のときには自宅に多くの国産米を備蓄したことであろう。一時的であるにせよ，マスコミから流れるブームに過敏に反応し「地道に働く」ということを，忘れてしまっていた。

しかし，当時の企業の増資や社債の発行は生産を拡大するための資金の調達ではなかった。大衆の株の購入も長期にわたる配当を目的とするものではなく，短期の転売利益を目的とする「素人投機家」のものであった。つまり，企業も個人もバブルの上で踊っていた。歴史は何度も繰り返される。バブルは突然崩壊した。1990年の4月と10月に株価は劇的に下落した。過去に

3,8915円という最高値を示した株価[*4]が10月には2,0221円にまで下がり，92年8月18日には1,4309円にまで落ち込んだ。誰も窓から飛び降り自殺をしないことが不思議なくらいであった。勿論，現実には小池隆一のような人々が呻き声をあげていた。

大量の株と土地が，どこにも売れないままに残った。こうして深刻な不況が始まった。まさに泣きっつらに蜂であった。93年には農業の不作も重なった。97年に入ると野村証券の小池隆一に対する不当な利益供与が明るみに出て，あっという間に金融，証券業界のほとんどの企業が総会屋と癒着していたことが判明した。97年の暮れには，金融機関の捜査に対して大蔵省の役人が事前に情報を漏洩し，その見返りとして過剰な接待を受けていたことまで判明した。いままでの日本の企業と監督官庁のあり方が，全体として法を踏みにじるものであったことが明らかになった。我々はこのような状態を前にして絶望するのではなく，むしろ監視の目を強めることによって健全化をはかる努力を行い，将来に希望を持たなければならない。

これらの状況は，日本の社会全体にとって，いままでのあり方の反省をせまるものとなったが，学生にとっては就職が難しくなったことを意味した。今までは，企業家も労働者も学生も大量消費社会の中で「消費の祭」に踊っていた。学生の場合でいうと，「大学に入ったら，まず自動車免許を取り，海外旅行にいくのだ」とか「現代の大学生は皆，ビデオ，留守番電話，その他の電化製品を一揃い持っているのだ」と思いこんできた。80年代の後半は，この祭に参加しない人々が変人とみられた時代でもあった。このような，社会のあり方に反省がせまられた。

経済的には，成長重視，貿易重視，公共土木事業への大盤振舞というあり方から，社会資本の整備に重点を置いた内需重視，他企業との共生を図る生産，環境との調和を重視する生産に移らなければならないことが少しづつ理解されるようになってきた。大量生産ではなく，ゆったりとした福祉に焦点

＊4　1989年12月29日の東京証券市場一部平均株価。以下，株価は全て東証一部平均株価。

を合わせた生産，高付加価値型の産業構造への転換や，社会の多様なニーズに応える生産やサービスの在り方が求められるようになってきた。国家の政策のあり方としては，福祉や住環境整備を重点とするものに移ることが求められるようになった。しかし，日本も含めてOECD諸国は大幅な財政の赤字に悩んでおり，そのために市場の活力の見直しが叫ばれ，規制緩和の動きが強くなっている。従って，現在の時点では，公共サービスの充実に大きな期待をよせることは難しい状況である。

にもかかわらず，98年以降の日本は依然として国家の膨大な借金のもとで，大規模な公共事業を増加させている。このことに対して，国民の一人一人が積極的に発言をしていかなければならない。そうしないと，将来の日本を担うべき若い世代の人々に莫大な借金の返済を負わせることになってしまう。政治に対しても，財政に対しても，今ほど国民，特に若い人々の発言が求められている時期はない。

日本人の多様な生き方も求められている。個性的な時間の使い方，生き方を追求し，それが周りの人々によって異端視されない社会をめざすときにきている。大勢の人々が夏は海外に行き，冬はスキー場に集まり，休日はゴルフ場にひしめくというのは異様な光景ではないだろうか。私は，それを「いわし型社会」と呼んでいる。お金が足りなくなったらカードで借金をするというのも，冷静に考えると恐ろしい。念のためにいうと，私は，そのような生き方を否定しているのではない。個人の自由である。ただ，そのような生き方が巷に溢れていることに疑問を抱く。会社社会，消費社会，レジャー社会のお祭に対して，疑問を抱く人々が増えてきているのではないか。マグロ型社会を目指したい。

このような時代には，一人一人の人間が，自分の労働能力を高めるように常に追求することが必要である。現代は，40歳を過ぎたばかりの管理職でさえ簡単に解雇される時代である。そのような人々にとっては，特別な技能でも持たない限り，再就職は極めて困難である。能力形成にとって最も重要な

時期が大学生のときであることが，より強く自覚されるようになり，そのことによって大学教育のもつ重要性がいっそうクローズアップされてきている。

第４章　大学審議会の98年答申

第１節　大学紛争当時との違い

現在の政府や審議会からの熱心な教育改革の声は，大学紛争当時（1969年～71年）を思い出させる。1971年６月11日には有名な中央教育審議会答申「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本施策」が出された。今回の大学審議会の答申「21世紀の大学像と今後の改革について」もそれに匹敵する。しかし，大きな違いがある。紛争当時は医師法の改正，私立大学の経理の不正，マスプロ授業に対する不満などから各大学で自主的な改革の運動が燃え上がっていた。そして学長選挙への職員や学生の参加，教育方法の改善など多くの成果があがっていた。これに対して，国・文部省が外部から高圧的に介入した。その象徴が69年８月７日に公布された大学管理法「大学の運営に関する臨時措置法」であった。

現在は各大学において改革の動きが燃え上がっているどころかくすぶってもいない。そこに大学審議会からの積極的な改革提案が出されている。これに対して，各大学の意識の高い人々から反発が出されている。「大学自治に対する介入である」とか，「大学の自主的な改革を阻むものである」と主張されている。

国民の意識はどうか。大学紛争当時，大学短大への進学率は19％（68年），21％（69年）であった。それが98年には48.2％に達した。こうなると，大学生はエリートでも特に勉強が好きな若者でもなく，日本人の横並び意識からすると「友達が行くから私も行く」というように変化してきた。目標をしっかり持って勉強する若者もいるが，中には大学教育に求めるものが学問ではなく学歴や友達であったりする者もいるし，厳しい社会に出る前のモラトリ

アムと位置づける者もある。背景には，人格形成における家庭と地域と学校の分業に対する親と子の意識の低さがあり，その結果，子どもの人格形成の幼稚さと社会の娯楽化が大量に発生する。こうして，社会と政治に対する意識の低さが「国民の主体的運動形成」を妨げている。

もちろん，すべての人々がそういうわけではない。近時盛んになってきた住民投票やボランティア活動にみられるように，少なくない人々が自主的で主体的な運動に取り組んでいる。しかし，学生についていうと，まだまだ自主的で主体的な学習と運動に取り組む者は少ない。

第2節　98答申の意味と狙い

1　答申の目的は次のように列挙できる。高等教育機関にかかる経費の節約と効率的な科学技術の開発システムをつくる。日本の研究水準を欧米並に引き上げる。国民の高等教育への要求を効率的に汲み上げる。産業が要求する人材養成の要求に機敏にかつ柔軟に応える体制をつくる。これらを達成するために大学間の競争を高める（市場原理の活用）とともに，組織の中身をチェックするシステムを作る（エージェンシー理論の応用）である。これらはそれ自体間違ったものではない。

現在各大学において，将来の厳しい競争に備えて，生き残り策を模索している。立命館にみられるような品ぞろえの拡大路線を採るところ，看護や福祉を先取りすることによって学生を集めるところ，資格や職業教育を強調するところなど様々である。文部省や大学審議会は，以前のように設立を厳しく抑制するのではなく，ある程度自由な経営の中で競争による淘汰を期待している。98答申25頁以下では，新増設に対し抑制的に対応し，2000年以降は段階的に入学定員の規模を解消するとしているが，少なくとも2000年までは現在の方針を維持すると思われる。

答申が述べる，21世紀を迎えるにあたって求められる大学改革の理念は4つである。第1は，課題探求能力の育成をめざした教育研究の質の向上であ

る。第2は，教育研究システムの柔構造化による大学の自律性の確保である。第3は，責任ある意思決定と実行を目指した組織運営体制の整備である。第4は，多元的な評価システムの確立による大学の個性化と教育水準の不断の改善である。[*5]

2　答申の基本的な特徴は，科学技術創造立国路線を強調した教育研究と人材の養成にある。98答申では「知の再構築」と呼ばれている。現在の日本にみられる「国際水準に達しない研究」や「熱意が欠如する教育」を克服する道筋を探す。そこで，学長・学部長（執行機関）のリーダーシップの強化と効率化の観点から大学管理機関を再編し，従来教授会や評議会（審議機関）にまかされていた権限のいくつかを縮小する。すべての経費を国に頼るのではなく，自律性に基づく個性化・多様化をめざし，競争を通じてその存在価値を証明したものに重点的に経費を配分する。これらのことは中間報告で明確に述べられていた。

98答申の中では，各大学の改革の動きに差がみられ，多くの問題点が残されているとする。[*6]そこで，各大学の自律性に基づく多様化・個性化を進めるとともに，卒業時の質の確保，大学院の整備，国際的通用性・共通性の向上，大学の社会的責任を重視しながら上に述べた4つの基本理念にそって改革すべしとする。

また大学を，総合的な教養教育を提供する大学，専門的な職業能力を養成する大学，生涯学習機会を提供する大学，最先端の研究を志向する大学，大学院を中心とする大学の5つの方向に分化することが重要とする。[*7]

国立大学については，周知のようにかなり厳しい注文を出したが，公立大学については以下のように述べる。当該自治体における設置目的に沿って，それぞれの地域の更なる発展のため，地域社会の要請を踏まえつつ，教育研

＊5　98答申30頁以下。
＊6　98答申11頁。
＊7　98答申15頁。

究機能の強化に努め特色ある教育研究を実施していくこと。[*8]

大学院に求められるものとして，学術研究の高度化と研究者養成の強化，高度専門職業人の養成，教育研究を通じた国際貢献，をあげる。2010年における大学院の在学者数を25万人以上と推計し（98年度で17.9万人），ＭＣにおける高度専門職業人の養成に留意して，量的な拡大を図るとともに，教育研究条件充実のための措置を講じる必要があるとする。[*9]

国立大学については，今後大学院の規模の拡大に重点を置き，状況に応じて学部段階の規模の縮小も検討することが必要とする。[*10]

3　答申は以下の具体的提案を行った。

(1)　課題探求能力の育成については以下のように述べている。教育内容については，教養教育を重視し，専門教育との有機的連携を確保する。専門教育を見直し，多様な個性と能力を評価する入試を行う。高校生に対し大学教育に触れる場の提供も進める。国際的なコミュニケーション能力の育成をめざし，教育方法を改善する。責任ある授業運営と厳格な成績評価につとめる。授業の設計と教員の教育責任を明確にする。成績評価基準の明示と厳格な成績評価を行う。設置基準を改正し，１学期間に履修可能な単位の上限を設定する。また，ファカルティ・ディベロップメントを実施する。教育活動の評価を制度化する。学生の就職に対する大学・産業界の取り組みを強化する。大学院の教育研究を高度化する。制度上の位置づけを明確化にし，研究科教授会を設ける。設置基準を改正して，専任教員，専用の施設・設備を備える。卓越した教育研究拠点には研究費や設備費を集中的・重点的に配分する。

(2)　教育研究システムの柔構造化，大学の自律性の確保については次のように述べる。学校教育法55条を改正して，３年以上の在学で卒業できるようにする。学校教育法施行規則を改正して，９月入学，セメスター制を制度化

＊8　98答申21頁。公立大学の役割が大きくなっていると評価する。
＊9　98答申27頁以下。
＊10　98答申29頁。

する。大学設置基準を改正して，単位互換を拡大し，大学以外の教育施設も利用可能とし，上限も30単位から60単位に広げる。単位累積加算制度については継続審議とする。大学院にＭＣ１年制コースを設ける。またＭＣ長期在学コースも制度化する。

(3) 教育研究組織の柔軟な設計については次のように述べる。公私立大学については社会等のニーズに迅速に対応できるよう，同一設置者内の大学・短大全体の定員の増加を伴わない範囲の，収用定員の変更および学部の学科の設置審査について，教育課程の審査を省略するなど大幅に審査を弾力化し，各大学が自らの判断と責任により教育研究組織をより柔軟に設計できるようにする。[*11] 工場等制限法による新増設の規制については見直す。

(4) 国立大学の人事・会計・財務の柔軟化，公私立大学に係る認可手続き等の簡素化，地域社会や産業界との連携・交流，国際交流の推進をすすめる。

(5) 責任ある意思決定と実行，組織運営体制の整備については以下の通り。学長を中心とする運営体制を整備し，運営会議，副学長をおく。学長は執行機関とし，評議会や教授会は審議機関とする。執行機関は企画立案や調整を行う。各審議機関が必ず審議すべき事項等については法制化する。これが，99年度の改正法に盛り込まれた。

(6) 大学の事務組織については，国際交流や大学入試等の専門業務については，専門化された事務組織に委ねる。大学が社会からの意見を聞くために大学運営協議会を設ける。大学情報の公開（財務情報も含む）を行う。

(7) 多元的な評価システムを確立する。個性化と不断の改善を目指す。自己点検・評価だけでなく，外部者による検証を行う。第３者評価システムを導入する。大学団体，学協会，大学基準協会等[*12]の評価情報に基づき適切な資源配分を行う。

(8) 高等教育改革を進めるための基盤の確立をすすめる。

＊11　98答申84頁。
＊12　98答申120頁以下。

第５章　全国大学高専教職員組合の批判

全国大学高専教職員組合（以下，全大教と呼ぶ）中央執行委員会は98年12月11日に答申に対する批判として「高い理念をもった大学・高等教育の創造をめざして」を発表した。

全大教は，あくまでも自治を基盤とした英知の結集を目指す立場から，以下のように主張した。大学の内発的な改革を進めるには，企業経営的な効率性の追求や評価と資源配分等を結び付けた統制・誘導ではなく，条件整備こそ必要である。自治は，改革の出発点であると同時に改革の目標でもある。

現状の大学自治の枠組みにおいて，意思決定の主体と責任の所在が必ずしも明確でないまま，なしくずしに意思決定が進行するといった事態があることも事実だが，それは大学内部から積極的に改革すべき問題である。

また学校教育法59条が想定する教授会および現在の自治の仕組みでは，執行権限の強化に対して十分な牽制機能を持ち得ない。ここでは，全構成員による自治の組織論が求められている。

大学の社会的責任とはなにか。大学が社会の意見に積極的に耳を傾けることは重要であるが，法制度で義務づけるのではなく，大学人が主体的創造的に社会の声を生かすシステムを創り出すことが重要である。したがって，大学運営協議会については法制度で義務づけるのではなく，大学の主体的判断によるものとすべきである。

４つの基本理念と改革方策に対して。課題探求能力を強調するが，具体的な方策は示されていない。また，大学の社会的責任は人材養成にとどまるものではなく，憲法・教育基本法の理念に則って「個人の尊厳を重んじ，真理と平和を希求する人間の育成」も責務である。

１学期間での履修の上限を設けるとしながら，３年間での卒業も認め，教育現場に混乱を持ち込む。

大学院の重視は学部教育の軽視につながる恐れがある。また院の重点化は

大学院の種別化につながる。

多様な学習需要に対応する柔軟化・弾力化は教職員の多忙化，労働過密の状況をさらに悪化させる。

大学の教育研究組織において，教育研究の進展や社会的需要に対する取り組みが遅れがちという指摘は，論証がない。

行財政上の弾力化は，独立行政法人化という圧力をかけながら効率性を要求するものである。私達は，効率性の向上を否定しないが，大学という組織は効率性という短期的視野からその価値を測ることが困難な場であり，そこにおける活動が教員と事務職員の協業と分業によって成り立っていることから，安易な企業経営的効率主義の導入を認めることはできない。

教職員の自律的自発的活動からすると学長＝執行機関，教授会＝審議機関という機能分担，しかもそれを法改正で行うことには反対である。

社会からの要望を聞く機関が必要であることは否定しないが，助言・勧告という強い権限を有する機関の設置を押しつけることは問題である。あくまでも各大学の自主性に委ねるべきである。勿論，私達自身も，単に自治を守れと主張するばかりでなく，大学の社会的責任を敏感に自覚し，その責務を主体的にはたしていくために，自らを律し，リーダーシップを発揮しうるような今日的な自治のあり方を発展させていかなければならない。

第3者機関による評価と資源配分を結び付けることは，大学間の格差を広げ，大学の再編・淘汰に結びつくので大きな問題である。全大教としても，望ましい評価システムを考えていく必要がある。

全大教の批判はきわめて妥当なものである。それは，アカデミック・フリーダムを振りかざして，社会からの声に耳を閉ざすものではなく，むしろ，社会からの声に積極的に主体的に応えようとする姿勢がみえる。同時に，今の大学が抱えている悩みについても率直に認めている。その上で，解決の基本方向として，大学人が主体的創造的に改革を進め，全構成員による自治を完成させようとしている。

しかし，その解決はきわめて困難な壁にぶつかる。まず，多くの大学において，このような考え方をする人々が多数を占めているとは言えない現状がある。より正確に言うと，言葉で自治を語っても，行動が伴う人々が少ない。

次に，自主的な改革とは何かが明確でない。手続きは明確であるが，改革の手法が共通のものとなっていない。大学審議会が用いる，競争や市場原理，エージェンシー理論に対抗するために，どのような手法を用いるのか明確にする必要がある。

第3者機関による評価と資源配分を結び付けることは，大学間の格差を広げ，大学の再編・淘汰に結びつくので大きな問題であるという指摘について言うと，それこそ大学審議会の積極的な目標であって，かれらはなんの問題も感じていない。むしろ，どうやって淘汰するのかと質問してくるであろう。この問題では，全大教も，大学全体としてどのように調整されるべきか，に踏み込むことが必要となろう。

全大教の批判とは別に，次のような疑問がある。大学審議会が「日本の教育研究の質が低い」という認識に立つとき，何を根拠にしているのであろうか。ある大学を除くとノーベル賞の受賞者が殆どいないということであろうか。しかし，ノーベル賞はそんなに客観的な賞であろうか。後に経済学賞が設けられたのは，特定の国の思惑によるものではないのか。あるいは，法律学賞がなぜないのか。あれば大半はドイツ人が持っていくであろう。哲学，思想もなぜないのか。ノーベル賞自体は，自然科学中心の19世紀的科学観にたつもので，後に設けられた経済学賞は経済学が科学であるという西洋合理主義の立場を表明したものではないか。日本人が，そのような制度化された学問を求めること自体に「主体性に対する自信の喪失」が現れているように思われる。

次に責任ある意思決定と実行が本当になされたとき，文部省と大学審議会は，その内容の如何を問わず尊重するのか。例えば，平和教育や戦争責任を分析する科目を設けたり，現地調査やヒアリングなどの全く新しい教育の方

法と評価を全学的に討議して決定したような場合に，である。

第6章　学校教育法など3法の改正

1　1999年3月，政府は「学校教育法等を一部改正する法案」など改正3法案を衆議院に提出した。98答申に基づいて，大学運営について教授会の権限を限定し，学長の権限を強化・集中しようとするものである。既に述べたように現在の学校教育法は「大学には，重要な事項を審議するため，教授会をおかなければならない」（59条1項）と定めており，教授会を大学の意思決定機関として位置づけている。法案は，教授会の権限を縮小して，おもに学部の教育研究についての審議に限定しようとし，一方で，大学運営に関する重要事項は，学長・学部長や，学部から選出される教授または学長が指名する教員で構成する評議会に委ねるとしていた。

さらに学長，学部長以外の評議員は，学長の申出に基づいて文部大臣が任命するとし，教員の人事に学長の意向が強く働くようになっていた。

次に，国立大学が社会に開かれたものになるために，大学職員以外の構成による「運営諮問会議」を設置し，「大学の教育研究上の目的を達成するための基本的な計画」，「研究活動等の状況について」の評価を行い，「その他，大学の運営に関する重要事項」を学長に助言あるいは勧告することとした。この諮問会議の委員も文部大臣の任命による。

また大学院を組織的に独立したものとして明確化するとともに，重点的に強化するとした。

2　この法案は，84年の臨時教育制度審議会の設置から始まった，戦後，第3の教育改革を締めくくるもののひとつである。[*13] 今までの，大学審議会の報告や答申を集大成して，1998年10月26日に大学審議会の答申「21世紀の大

*13　第1は戦後の改革，第2は1971年6月11日の中教審の答申「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本施策」に始まる改革である。

学像と今後の改革について」(98答申)が出されたが，そこで必要とされたいくつかが，今回，法改正によって取り入れられた。

改正法の影響を直接的に受けるのは国立大学であるが，公立大学も無関係ではない。地方自治体は，起債の承認や特別地方交付税，国庫支出金の獲得等において国の意向に大いに左右される。特に，現在のように地方の財政が深刻な事態の場合には特にである。その結果，本来は，各自治体で自由に決定できるはずの公立大学の授業料が，すべて国立大学と同額となっている。このような国との横並びは，大学自治においても当然に現れる。国立大学の教授会の権限が縮小されれば，公立大学の教授会も縮小されるのである。

3　改正法は，98年10月26日の大学審議会の答申に基づくものであるが，その基本的な内容は98年6月30日の「中間まとめ」に盛り込まれていた。この「中間まとめ」に対しては，大学関係の団体のうち，公立大学学長会議を除く3団体が文部省に対して意見表明を行った。国立大学協会は，学長・学部長を執行機関，評議会・教授会を審議機関というように一律的に捉えることは適当でないとし，審議事項の分離に異を唱えた。さらに，大学の管理運営に関して法的権限を与えることに反対した。日本私立大学連合会も新たな法令等による規制に対して，大学運営の阻害要因とはなっても，益するところはないと厳しく批判した。大学基準協会も，組織運営体制の整備に係る法改正について拙速を避けるべきと主張した。また，早急な第3者機関の設置による外部評価の導入には，国立大学協会，日本私立大学連合会，大学基準協会の3者とも強くも反対した。これらの反対意見は98年の8月20日に文部省に提出された。

各大学の中においても，「中間まとめ」や98答申について盛んな議論が行われ，意見表明が行われた。大学の教職員組合においても，99年2月26日現在で，17の単位組合および地区で反対の見解が発表された。北海道大学，東北大学，京都大学，大阪大学，九州大学などである。

しかし，法案は衆議院本会議で4月27日に可決され，参議院本会議でも5

月21日に可決され成立した。参議院で反対したのは，23人の共産党の議員と，社民党の大脇雅子，照屋寛徳，福島瑞穂，無所属の中村敦夫の27人に過ぎなかった。

ま　と　め

大学自治の現状を率直に眺めたときに，多くの問題を抱えていることは事実である。多くの教職員が教育と研究に一所懸命に取り組んでいる一方で，勤務態度に問題を抱えた教職員が存在することも事実である。そのような問題について大学が自らの手で，改善の努力に取り組んでいるかというと，「見て見ないふり」をしていることもある。では，問題点を改善するためには，98答申の言うように外部からのチェックが必要なのであろうか。そうは考えない。

大学が抱える様々な問題の解決の基本は，大学の構成員が率直に話し合って解決すべきであり，直ちに外部の意見を聞くということは適切でない。勿論，それは，大学だけに限られるものではなく，すべての組織で共通であろうが，まず，必要な情報を共通に持っており，そこで適用されているルールについて理解している（守っているかは別問題として）人々の間で，現状と解決の方策について誠実に話し合うことが基本である。現状では，休講にしても会議の欠席にしても，それがなぜなのか，どうすれば改善できるかについて，話をすることさえ十分にはできていない。はっきり言って，議題にすることすら抵抗感があるように思われる。こうなると，98答申が言うように，執行と審議を峻別し，教員は「可能な範囲で参加すればよい」という雰囲気になってしまう。

勿論，可能な範囲でしか参加できないことは当然であるが，現状での「可能な範囲」はきわめて狭い。特に，大学の運営に関する知識とモラルについては「アカデミックミニマム」にすら達していない可能性がある。

まず，98答申を良く読んで，そこに書かれている内容を理解することが，とても重要である。[*14] 次に，各大学の自治の現状について率直に話し合うことが必要である。その際に注意しなければならないのは，お互いが相手を監視するとか，足を引っ張り合うというではなく，各自の置かれている困難な状況や悩みを理解するなかで，どのようにすれば障害を克服できるのか，その道を探るということである。そうすることによって，外部からの自治に対する介入を大学構成員全体の力で防ぐことができる。また，外部に対して積極的に意見を表明することも重要である。

教育や研究のあり方を国の審議会が指導することの意味も問われなければならない。それが後の財政的利益と結びついている場合には特にである。「現代日本の国家・社会と法」[*15] でも述べたが，国家の介入はできるだけ控えめでなければならず，特に教育研究においてはそうである。

大学改革は，大学や研究者の自主的な運動，規律によって実現，改善されることは無理なのか。そんなことはない。大学内からの改革の鍵は，大学人の労働規律であり，学生を含めた各構成員の声を率直に聞くことである。それを実現するためには大学内外での真剣な競争が必要となるであろう。しかし，それは外形的な業績主義になってはならない。業績主義そのものは一概に悪いわけではないが，既に述べたように，目に見えるところ（論文の数）だけ競争し，見えないところ（脳の中），あるいはボイスの弱いところ（教室）では努力しないという，悪しき業績主義がはびこってはならない。

国や文部省は自由で公正な競争の場を整備することが本来的な役目である。無制限に金を出すべきとは言わないが，文教予算は，OECD の他の国々と比べても，公共事業の規模と比べても間違いなく貧弱である。

思いやり予算は，米軍ではなく，日本の私学に支出すべきである。

天然資源に恵まれない日本においては人が資源なのであるから，西欧以上

---

*14　http://www.monbu.go.jp/singi/daigaku/

*15　神戸市外国語大学・研究叢書第29冊（1999年）

に教育にコストをかけるべきである。教育研究に対する評価は，西洋的合理主義や，制度化された学問の物まねではなく，日本の文化と学術の特性を踏まえて行うべきである。それは，私見では，人間の知識と思考の限界を謙虚に認めつつ，人と人とのコミュニケーションを重視した学問研究であると考える。